

前橋市市税条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(市民税の減免)</p> <p>第52条 省略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 省略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第124条の3 省略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第52条 省略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 省略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第124条の3 省略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p>

前橋市介護保険条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項(第5号を除く。)の規定により保険料の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>(特別徴収に係る保険料の減免については、法第135条第3項に規定する特別徴収対象給付の支払の日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3～4 省略</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項(第5号を除く。)の規定により保険料の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>(特別徴収に係る保険料の減免については、法第135条第3項に規定する特別徴収対象給付の支払の日)<u>前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3～4 省略</p>

前橋市国民健康保険税条例新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(減免)</p> <p>第16条 省略</p>	<p>(減免)</p> <p>第16条 省略</p>

<p>2 前項第1号又は第2号の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>3～4 省略</p>	<p>2 前項第1号又は第2号の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>3～4 省略</p>
---	--